改正後

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
鹿児島県	（略）	（略）	（略）
	（略） 西之表市西之表七六〇四	屋久島森林管理署西之表森林事務所	三級地
	西之表市西之表一六三一四の六	九州地方整備局西之表港湾事務所	
	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）

備考１　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区税関石垣税関支署石垣空港出張所に係るものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十一年四月一日、門司税関厳原税関支署比田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所平取ダム管理支所及び母島自然保護官事務所に係るものにあつては令和四年四月一日、九州地方整備局西之表港湾事務所に係るものにあつては同年七月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

２　（略）

二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）に基づき、人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年七月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一〇―一二―二七

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
第八条　（略）	**第八条**　（略）
（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）	（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）